

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

「司法の窓」を作成する際のマニュアル（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、1月23日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、「司法の窓」の作成に当たっては、既刊号の構成や内容を参考にして、記事の構成・編集を行っているため、司法行政文書としてのマニュアルを参照する必要はなく、これを作成していない。また、「司法の窓」を作成するに当たってのマニュアルを組織的に作成することを予定するような定めもない。

(3) よって、原判断は相当である。